

改正配偶者暴力防止法に基づく基本方針の項目（案）

- 1 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的事項
 - (1) 基本的認識
 - (2) 我が国の現状
 - (3) 基本方針及び基本計画策定の目的

- 2 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項
 - (1) 配偶者からの暴力についての通報及びその対応に関する事項
 - (2) 被害者の保護に関する事項
 - (3) 関係機関の連携協力に関する事項
 - (4) 苦情の適切かつ迅速な処理に関する事項
 - (5) 職務関係者の研修及び啓発に関する事項
 - (6) 教育啓発に関する事項
 - (7) 調査研究の推進
 - (8) 関係団体との連携等に関する事項

- 3 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項